

毎日のお仕事お疲れ様です。

新年度が始まり、平成30年度の軽自動車税・固定資産税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、既に皆さんに納税通知書を送付しています。市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。税金を納期内に納めないと、税務課から督促状が送付されます。督促状発送後も納付がなされず未納が続いた場合、財産の調査を行い、差押えになります。このような事態にならないよう、納付できない事情がある方は、速やかに税務課収納整理係までご連絡ください。

平成30年度 市税等納期限一覧表

今年度の市税の納期限です。市税は納期内に納付しましょう。

納期限	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料・介護保険料	口座振替申請期限
平成30年 5月 1日					1期	平成30年3月27日
平成30年 5月 31日	全	全・1期				平成30年4月26日
平成30年 7月 2日			全・1期		2期	平成30年5月28日
平成30年 7月 31日		2期		1期		平成30年6月26日
平成30年 8月 31日			2期	2期	3期	平成30年7月27日
平成30年 10月 1日				3期		平成30年8月27日
平成30年 10月 31日			3期	4期	4期	平成30年9月26日
平成30年 11月 30日				5期		平成30年10月26日
平成30年 12月 25日		3期		6期	5期	平成30年11月20日
平成31年 1月 31日			4期	7期		平成30年12月27日
平成31年 2月 28日		4期		8期	6期	平成31年1月24日

※上記の口座振替申請期限は、あくまで目安となります。

ご希望される場合は、直接金融機関へ出向き、お早めの手続きをお願いします。

納付書さえあれば島内の金融機関及び島内・外のコンビニならどこでも納税できます！！

平成29年4月よりコンビニエンスストアでのお支払いが可能となっております。また従前どおり、市役所及び西之表市内の金融機関等でもお支払いが可能です。

「銀行の開いている時間は仕事で納税ができない・・・」と思った皆様。

島内の金融機関または島内外でのコンビニであれば、どこでもお支払いが可能です。

ただし、次の5点のものはコンビニでのお支払いができませんので御注意ください。

- ①金額を訂正したもの
- ②バーコードがないもの
- ③バーコードが読めない等受け付けができないもの
- ④金額が30万円を超えるもの
- ⑤納期限を過ぎたもの

※納期内に納められない場合は、早めの相談を行い納税計画を立てることが大切です。

「納期内納付」していただきますよう、ご協力よろしく申し上げます。



◆徴収・納税相談などの担当地域役割

4月の機構改革に伴い、係の名称、組織内の変更がありました。また、担当地区が変更になっています。お気軽にご相談ください。



収 納 整 理 係	長瀬 正行	総括、法人、榕城校区(西町・田屋敷・天神町・納曾・今年川・平田・牧之峯)、国上校区全域、立山校区全域、中割校区全域	内線 231
	石寺 義和	榕城校区(竹鶴・桃園・岳之田・本立・鴨女町・松畠・野首)、上西校区全地域、安城校区全地域、古田校区全地域、住吉校区全地域	内線 232
	大河 翔馬	榕城校区(東町・池田・中西・中目・小牧・中野・城・小牧野・上之原町・朝日が丘)、伊関校区全地域、安納校区全地域、管外地域(島外)	内線 231
	油田 真之佑	榕城校区(洲之崎・美浜町)、下西校区全地域、現和校区全地域、管外地域(島内)	内線 232
管 理 係	横山 めぐみ	収納・管理担当(督促、口座振替)	内線 228
	小倉 千穂子	収納・管理担当	

給与等調査についてご協力をお願いします！！

企業等へ税務課収納整理係から従業員の方の給与等支給状況について、照会依頼を行うことがあります。

これは国税徴収法第141条により、滞納処分のため財産の調査を行うものです。

回答しても、法律によって情報開示をただけなので、個人情報保護法に反することにはなりません。

しかし、徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした場合は罰則があります。ぜひ調査のご協力をお願いします。

○国税徴収法

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権もしくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十五万円以下の罰金に処する。

- 一 第141条の規定による徴収職員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をしたもの
- 二 第141条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記載した帳簿書類を提示した者

※給与照会後の滞納処分(給与差押)に応じていただけない場合、企業等に対して取立訴訟を検討します。

納税についての相談は税務課 収納整理係

TEL22-1111(内線228・231・232)までお問い合わせください。